

佐賀県職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第53号

佐賀県職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則  
(佐賀県職員等の旅費支給規則の一部改正)

第1条 佐賀県職員等の旅費支給規則(昭和29年佐賀県規則第20号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(旅費の請求手続) 第9条 略  2 条例第12条第3項の期間は、 <u>清算</u> による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。 (日額旅費) 第12条 略 2 別表第2の1の項に規定する <u>の</u> 旅行の場合において、多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合であって、その最低運賃が当該旅行について支給される日額(宿泊しない場合の日額)の <u>2分の1</u> に相当する額を超えるときは、当該日額にその超える金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を加算して計算した金額を支給するものとする。 3 略 別記様式第2号(第8条関係)	(旅費の請求手続) 第9条 略 2 条例第12条第3項に規定する別に知事が定める手続は、職員が <u>別記様式第2号による支払額調書に別に定める書類を添えて、これを会計管理者又はその委任を受けた出納員に提出して行うものとする。</u> 3 条例第12条第4項の期間は、 <u>精算</u> による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して2週間とする。 (日額旅費) 第12条 略 2 別表第2の1の項に規定する旅行の場合において、多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合であって、その最低運賃が当該旅行について支給される日額(宿泊しない場合の日額)に相当する額を超えるときは、当該日額にその超える金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を加算して計算した金額を支給するものとする。 3 略 別記様式第2号(第8条関係)

改正前					改正後						
旅費請求書兼計算書			略		旅費請求書兼計算書 兼支払額調書			略 ____年 月 日 (作成担当者・職・氏名)			
略					略						
略		日当 (日額)		宿泊料	略		略	日当 (日額)	旅行諸費	宿泊料	略
別記様式第3号 (第8条関係)					別記様式第3号 (第8条関係)						
略			略		略			略			
略					略						
略		日当		略	略		旅行諸費	略			
略					略						
別記様式第4号 (第8条関係)					別記様式第4号 (第8条関係)						
略					略						
略			略		略			略			
略		日当		略	略		旅行諸費	略			
略					略						
(注) 略					(注) 略						
別記様式第6号 (第8条関係)					別記様式第6号 (第8条関係)						
略					略						
略		日当		略	略		旅行諸費	略			
略		略		略	略		略	略			
略					略						
(注) 略					(注) 略						
別表第1 (第8条関係)					別表第1 (第8条関係)						
第1 第8条第1項第1号又は第2号に規定する請求書に添付す					第1 第8条第1項第1号又は第2号に規定する請求書に添付す						

改正前				改正後					
べき書類				べき書類					
1・2 略		略		1・2 略		略			
3 条例第17条第2項の規定による宿泊の場合における日当又は条例第18条第2項に規定する宿泊料		略		3 条例第18条第2項に規定する宿泊料		略			
4～10 略		略		4～10 略		略			
第2～第4 略				第2～第4 略					
別表第2（第12条関係）				別表第2（第12条関係）					
日額旅費を受ける者	日額		支給条件		日額旅費を受ける者	日額		支給条件	
	宿泊しない場合	宿泊を要する場合				宿泊しない場合	宿泊を要する場合		
1 長期間の講習、研修、訓練その他これらに類する目的のため旅行する職員	略	5,910円	略	(1)・(2) 略 (3) 宿泊を要する長期間の講習、研修、訓練等の旅行の場合において、研修所等に寮又は宿泊施設を有し、これを利用した場合又は下宿を利用した場合等における日額旅費については、この表の規定にかかわらず、	1 長期間の講習、研修、訓練その他これらに類する目的のため旅行する職員	略	5,360円	略	(1)・(2) 略 (3) 宿泊を要する長期間の講習、研修、訓練等の旅行の場合において、研修所等に寮又は宿泊施設を有し、これを利用した場合又は下宿を利用した場合等における日額旅費については、この表の規定にかかわらず、
		5,310円					4,820円		
		4,720円					4,280円		
	略	略							

改正前					改正後				
				1日につき2,800円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、この表に規定する定額の範囲内において所属長が人事課長と協議して定める額とすることができる。					1日につき2,540円とする。ただし、これにより難い特別の事情がある場合においては、この表に規定する定額の範囲内において所属長が人事課長と協議して定める額とすることができる。
2・3 略					2・3 略				

(佐賀県財務規則の一部改正)

**第2条** 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中

「	請求書		旅費請求書兼計算書	を	「	請求書又は支払額調書		旅費請求書兼計算書兼支払額調書	に改める。	」
---	-----	--	-----------	---	---	------------	--	-----------------	-------	---

(旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則の一部改正)

**第3条** 旅費事務システムによる旅費支給事務等の処理に関する規則（平成18年佐賀県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(定義) <b>第2条</b> この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。	(定義) <b>第2条</b> この規則において、次の表の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ同表の右欄に定めるところによる。

改正前		改正後	
用語	意義	用語	意義
旅費	佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号。以下「旅費条例」という。）に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>日当</u> 、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料等	旅費	佐賀県職員等の旅費に関する条例（昭和29年佐賀県条例第15号。以下「旅費条例」という。）に規定する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、 <u>旅行諸費</u> 、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料等
略		略	
2 略 （旅行内容の登録）		2 略 （旅行内容の登録）	
<p><b>第5条</b> 職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員が勤務する学校（以下「市町立学校」という。）並びに警察本部及び警察署にあつては、旅費事務を担当する者。第10条において同じ。）は、職員が公務による旅行を行う場合又は職員以外の者が旅行の依頼を受けて旅行する場合は、旅費事務システムにその内容を登録しなければならない。</p>		<p><b>第5条</b> 職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員が勤務する学校（以下「市町立学校」という。）並びに警察本部及び警察署にあつては、旅費事務を担当する者。第10条において同じ。）は、職員が公務による旅行を行う場合又は職員以外の者が旅行の依頼を受けて旅行する場合は、旅費事務システムにその内容を登録しなければならない。<u>ただし、旅費条例第4条第5項の規定により旅行命令権者から口頭により旅行命令又は旅行依頼を受けて行う旅行の場合は、この限りでない。</u></p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の佐賀県職員等の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。